

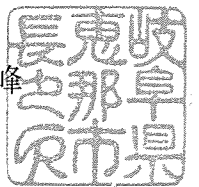
経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和6年4月1日

恵那市長 小坂 喬峰



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	字	林班	森林面積	森林所有者数	経営管理権の始期	備考
1	笠置町河合地区	笠木山外	75、76	39.42ha	27	令和6年4月1日	整理番号 笠 75、76-1 ～ 笠 75、76-27

2. 縦覧場所 恵那市役所林政課
恵那市公式ホームページ

3. 権利の設定

本告示により、対象森林の経営管理権が恵那市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。